

■ 自社に合った勤怠管理は・・・ ■

働き方改革に伴い勤怠管理にも注目が集まってきました。インターネットの調査によると

- タイムカードにて打刻・・・**26.4%**
- 紙の出勤簿に記入・・・**19.9%**
- PCのWebブラウザよりログインして打刻・・・**15.6%**

労働者を対象とした勤怠管理と打刻に関する民間調査【HR NOTE「勤怠管理に関するインターネット調査」2016年実施】

上記結果のとおり、まだまだ紙の出勤簿も多く利用されているようです。

従業員にとっても、「正確な勤怠管理」(=適正な労働時間管理把握)がされないことは、サービス残業や過重労働の温床となるおそれがあり、関心の高いところですが。従来の手法にしても、新しい管理方法にしても、法律が求める要件と従業員が求める要件の双方に対応した勤怠管理をしたいものです。

■ お知らせコーナー ■

＜2019年GW あおば事務所＞

4月27日(土)～5月6日(月)は休業させていただきます。
期間中のご連絡については5月7日(火)以降に対応させていただきます。

＜社会保険加入の顧問先様＞

社会保険の随時改定(いわゆる月変)・・・基本給はもちろんのこと通勤手当や時給等も含め固定的な給与(手当等)に変更があった場合には、その都度お知らせいただきますようご協力お願い申し上げます。

＜36協定届を労働基準監督署に未提出の顧問先様＞

*36協定届の正式名称=「時間外労働/休日労働に関する協定届」
書類の捺印・カレンダー依頼を何度かご連絡させていただいていますが、未だご返送いただけていない顧問先様がいらっしゃるようです。あらためてご確認ください。

■ よくあるQ&Aコーナー ■

Q：社員からパートに変わった場合の、年次有給休暇の付与日数の取扱いはどうなるのか？

A：実質的に労働契約は継続されていると考え、勤続年数は通算されます。したがって社員として雇用開始した日を基準とします。また、社員の期間に付与された有給休暇残数もそのまま引き継がれます。(法律どおり、2年が経過するまで消滅しません)
付与日数については、有給が付与される時点での働き方により変わります。

■ 法律情報 ■

＜子ども・子育て拠出金率の引き上げ＞

子ども・子育て拠出金率(2019年4月1日から適用)・・・0.34% 【参考】～2019年3月分までの期間は0.29%

※子ども子育て拠出金については事業主が全額負担です。2019年4月分(5月納付分)以降の納付額から変更となります

■ 情報セキュリティ対策9カ条 ■

- ① Windows等やインストール済みのソフトウェアは常に最新の状態へ
- ② パスワードは貴重品のように管理
- ③ ログインID・パスワード 絶対教えない用心深さ
- ④ 身に覚えのない添付ファイルは開かない
- ⑤ ウイルス対策ソフトを導入
- ⑥ ネット購入は信頼できるサイトを選択
- ⑦ 大切な情報は失う前にコピーを保存
- ⑧ 外出先では紛失・盗難に注意
- ⑨ 困ったときはIT関連の専門家にまず相談

上記の9カ条の内容は、スマートフォンやパソコンを日々活用している個人としても、企業としても、確認しておきたいところです。知らないうちに自社が攻撃の踏み台にされてしまわないようセキュリティ対策も見直しておきましょう。内閣サイバーセキュリティセンターでは、さらに具体的な内容をまとめた「インターネットの安全・安心ハンドブック」も公表されています。

詳細は ⇒ <https://www.nisc.go.jp/security-site/handbook/index.html>

